
プロジェクト 実務対応

項目 一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理の検討

本資料の目的

1. 本資料は、「一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理」について、参考人である日本証券業協会から提示された日本版 ASR 取引の概要（別紙参照）に基づき会計上の論点を分析し、設例等を用いてさらに議論を深掘りすることを目的とする。

第 306 回企業会計基準委員会及び第 69 回実務対応専門委員会における検討の概要

2. 日本版ASR取引については、別紙に記載のとおり、4つのステップがあり、ASR取引の会計処理を検討する際には、以下の2つの方法に整理した¹。

(1) 4つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法（会計処理 A）

(2) 各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法（会計処理 B）

3. 第2項(1)の4つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法では、以下に分けて会計処理を概観した。

- ・ステップ1における自己株式の有償取得取引
- ・ステップ2及びステップ4における現金決済契約
- ・ステップ2及びステップ3における新株予約権

4. 第2項(2)の各ステップにおける取引すべてを1つの取引とする場合、以下の2つの考え方を示した。

(a) 取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引（会計処理 B-1）

これは、自己株式の取得時点で自己株式を認識し、決済時点において価格差相当額について自己株式の金額を調整する考え方である。

(b) 自社の株式を対象とした先渡契約（会計処理 B-2）

¹ 会計処理の検討に際しては、本取引が、適法に成立しているものであることを前提とする。

これは、自己株式の取得時点で自己株式を認識せず、決済時点で自己株式を認識する考え方である。

5. 以下では、それぞれの考え方に基づいた会計処理について、設例等を用いてさらに議論を深掘りする。
6. 本資料における設例の前提条件は以下のとおりである。

(X1年5月1日 ー取引開始日)

- X社は3月決算とする。
- X1年5月1日に、X社はY証券会社とASR取引に関する契約を締結し、同日、ToSTNeT-3を用いて自己株式を300億円(2,000円×1,500万株)で取得した。当該ASR取引はX1年7月31日を決済期日とする。
- 新株予約権について、現金決済契約の内容を考慮せずにブラックショールズ式に基づき算定した場合、取引開始日における評価額は10億円であった。
- 現金決済契約のブラックショールズ式に基づき計算した場合、取引開始日における時価は10億円であった。
- 新株予約権の払込金額については、以下の2パターンを想定する。
パターン1:
新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮する。この場合、新株予約権の払込金額はゼロとなる。
パターン2:
新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない。この場合、新株予約権の払込金額は10億円となる。なお、このパターンでは、X社は取引開始日において現金決済契約の時価10億円をY証券会社に支払う。
(第306回企業会計基準委員会及び第69回実務対応専門委員会において参考人から示された資料では、「新株予約権の発行価格は、株価下落時の企業による現金受け取りを定めた契約の内容を考慮して算定されます。」とされているが、より会計処理をイメージしやすくするために、2通りの前提を置いている。)
- 新株予約権は第三者割当の方法によりY証券会社に全額割り当て、発行される新株予約権は1個とする。また、新株予約権の行使時に出資される財産は、新株予約権発行時の株価(2,000円)に1単元(100株)を乗じたものとする。
- 行使に伴い交付される株数は、次の算式により決定される。
 $1 \text{ 単元 (100 株) } + (\text{自己株式取得数} \times \text{平均株価} - \text{自己株式取得金額}) \div \text{平均株価}$

(X1年6月30日 - 第1四半期末日)

- この時点における現金決済契約の時価をゼロとする。また、同様に、新株予約権の時価をゼロとする。

(X1年7月31日 - 決済日)

[平均株価下落時]

- X1年5月1日から7月31日の平均株価は1,600円であり、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格(2,000円)よりも低かったため、X社は証券会社から現金60億円(300億円-240億円(1,600円×1,500万株))を受け取った。

[平均株価上昇時]

- X1年5月1日から7月31日の平均株価は2,400円であり、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格(2,000円)よりも高かったため、7月31日にY証券会社は新株予約権を行使し、X社はY証券会社に対して新株を250万株発行した。
- その際、Y証券会社は新株予約権の行使により20万円(2,000円×1単元(100株))をX社に支払った。このときの新株予約権の時価は60億円(400円(2,400円-2,000円)×1,500万株)であった。

4つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法

ステップ1における自己株式の有償取得取引に関する会計処理

7. ステップ1において企業がToSTNeT-3により自己株式を取得した取引については、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下「自己株式会計基準」という。)に基づき、取得した自己株式は取得価額をもって純資産の株主資本から控除する²ことから、取引日に自己株式が計上され、既存の会計基準や会社法と整合的である。第6項に示した前提における仕訳としては以下が考えられる。

【仕訳1】 (仕訳の金額単位：億円。以下同様。)

(X1年5月1日)

自己株式(純資産) 300 / 現金 300

² 自己株式会計基準第7項

ディスカッション・ポイント

- ・ 第7項に記載したステップ1における自己株式の有償取得取引に関する会計処理に関する分析についてご意見を頂きたい。

ステップ4における現金決済契約に関する会計処理

8. 今回、日本証券業協会から提示された日本版 ASR 取引のスキームでは、企業と証券会社との間で現金決済契約が締結され、取引開始後の平均株価が ToSTNeT-3 の取得価格よりも低い場合には取引開始後の平均株価と ToSTNeT-3 の取得価格との差から生じる差額相当分について、企業は証券会社から現金を受け取ることとされている。

[会計処理に関する分析]

9. 米国会計基準では、自社の株式を対象としたデリバティブ契約については以下のよう
に会計処理される (FASB-ASC815-40-25-4)。
- (1) ①純額現金決済される契約、②取引の相手方(金融機関)に純額現金決済又は株式による決済(現物決済又は純額株式決済のいずれか³)の選択権を与える契約は資産又は負債とする。
- (2) ①現物決済又は純額株式決済される契約、②企業に純額現金決済又は株式による決済(現物決済又は純額株式決済のいずれか)の選択権を与える契約は資本(equity)に分類される。
10. 前項の取扱いは、キャッシュ・フローの可能性を考慮し、以下のような考え方をベースとしている。
- (1) 純額現金決済される契約は資産又は負債である。
- (2) 株式により決済される契約は資本性商品(equity instruments)である。
- (3) 契約が取引の相手方(金融機関)に純額現金決済又は株式による決済の選択権を与えている場合、それは純額現金決済されるものとみなす。
- (4) 契約が企業に純額現金決済又は株式による決済の選択権を与えている場合、それは株式により決済されるものとみなす。
11. また、IFRSでは、自社の株式を対象とした先渡契約が資本性金融商品に該当するかどうかは、以下の規準を検討することになる (IAS32.16)⁴。

³ ASR 取引においては株式で決済される場合は、必ず純額株式決済になり、現物決済されることはないと考えられる。

⁴ IASB の「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトにおいてこの規定を含めた資産・負債

- (a) 当該金融商品が、次のような契約上の義務を含んでいないこと。
- (i) 現金又はその他の金融資産を引き渡す義務
 - (ii) 当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
- (b) 当該金融商品が企業自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある場合には、次のいずれかであること。
- (i) 自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブ
 - (ii) 固定額の現金その他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるデリバティブ。

12. このように米国会計基準及びIFRSのいずれにおいても、自社の株式を対象としたデリバティブについて現金決済を行う場合には、当該デリバティブは資本に該当せず、資産又は負債に該当することとされている。これは、現金決済する場合には現金という経済的便益が流入又は流出することから、資産又は負債の定義に該当するとされているものと考えられる。

また、当該資産又は負債の増減は、特段OCI（その他の包括利益）にする理由がないため、純損益に計上することとされている。

13. 一方、日本基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）は、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は原則として当期の損益として処理するとしている⁵。また、JICPA会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）は、デリバティブを以下の特徴を有する金融商品と説明している⁶。

- (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。

性金融商品（非資本性金融商品）と資本性金融商品の区別に関するガイダンスの見直しが検討されていたが、2010年に中断された。現在は、概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいて、負債と資本性金融商品との区別について検討中である。

⁵ 金融商品会計基準第25項

⁶ 金融商品会計実務指針第6項

- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済が要求若しくは容認し、契約外の手段で純額が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

14. 本スキームの現金決済契約について、ToSTNeT-3 による取得価格を行使価額としたプットオプションを企業が証券会社から買建てたものと捉えられ、前項のデリバティブの特徴に照らして検討した場合には、以下のとおり考えられる。

- (1) 本スキームの現金決済契約においては、ステップ 4 における現金受取額が自己株式の株価の変化に反応して変化することから、基礎数値の変化に反応して変化する基礎数値を有していると考えられる。また、ToSTNeT-3 で取得した自己株式数を想定元本としていることから、想定元本を有している契約に該当すると考えられる。

- (2) 本スキームの現金決済契約においては、新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない場合には、オプション・プレミアム相当額を支払うことになるが、この金額が当初純投資に該当する。このオプション・プレミアム相当額は、想定元本に比べ非常に小額と考えられる。また、新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮する場合には、オプション・プレミアム相当額を明示的に支払わないが、新株予約権の払込金額がオプション・プレミアム相当額だけ少なくなっており、実質的には新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない場合と同じである。

そのため、本スキームの現金決済契約では、当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としないと考えられる。

- (3) また、契約においては、取引開始後の平均株価が ToSTNeT-3 の取得価格よりも低い場合には取引開始後の平均株価と ToSTNeT-3 の取得価格との差から生じる差額相当分について決済されるため、契約条項により純額（差金）決済が要求されていると考えられる。

これらの検討から、本スキームの現金決済契約は、第 13 項の要件を満たす可能性が高いように見受けられる。

15. 一方、これまで我が国においては、自社株式を対象としたデリバティブの会計処理

について明示的に議論されたことはない。実質面から検討した場合、今回のASR取引を行う当事者は金融商品会計基準第88項に記載されているような効果⁷を期待して取引を行うことは通常想定されず、自社株式の株価を基礎数値とするデリバティブ取引については、必ずしも評価差額を損益とすることが適切ではないとの意見も聞かれる。

16. ただし、以下の観点から、本スキームの現金決済契約を通常のデリバティブと異なる会計処理とすることは難しいように思われるがどうか。
- ① 自社の株式の株価変動により利益を得ることをも意図していないとしても、結果として、自社の株式の株価変動により自己の財が増減するため、業績に関連しないと言うことは難しいと思われること。
 - ② 米国基準やIFRSにおいてデリバティブとして扱われ、評価差額の損益計上が要求されること。

[設例を用いた分析]

17. 本スキームの現金決済契約がデリバティブに該当すると考えた場合、第6項に示した前提における仕訳としては以下が考えられる。

【仕訳2】

(X1年5月1日)

[パターン1]

デリバティブ資産 10 / 損益 10

(参考: 仕訳4における新株予約権に関する仕訳: 損益 10 / デリバティブ負債 10)

[パターン2]

デリバティブ資産 10 / 現金 10

(参考: 仕訳4における新株予約権に関する仕訳: 現金 10 / デリバティブ負債 10)

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2 共通]

損益 10 / デリバティブ資産 10

(参考: 仕訳4における新株予約権に関する仕訳: デリバティブ負債 10 / 損益 10)

⁷ 金融商品会計基準第88項において、デリバティブ取引は、「取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るもの」とされている。

(X1年7月31日)

[平均株価下落時 (パターン1・パターン2 共通)]

デリバティブ資産 60 / 損益 60

現金 60 / デリバティブ資産 60

(参考: 仕訳4における新株予約権に関する仕訳: 仕訳なし)

[平均株価上昇時 (パターン1・パターン2 共通)]

仕訳なし

(参考: 仕訳4における新株予約権に関する仕訳: 損益 60 / デリバティブ負債 60、
デリバティブ負債 60 / 資本金 60、現金 0.002 / 資本金 0.002)

18. 前項の仕訳において、パターン1では現金決済金額の内容が新株予約権の払込金額に考慮されているため、現金決済契約については明示的な現金の授受は生じない。ここで現金決済契約の時価に見合う金額が新株予約権の払込金額に含まれており、新株予約権の当初認識時には損益は計上されないため、結果として現金決済契約の時価10億円が利益に計上される。

一方、パターン2により現金決済契約の内容を考慮せずに新株予約権の払込金額を算定する場合、新株予約権の払込金額は、新株予約権の時価10億円となる。この場合、第6項の前提に記載したとおり現金決済契約について、企業は現金決済契約の時価10億円を証券会社に現金で支払う。このため、デリバティブ資産10億円が計上されるとともに、現金10億円が減少する。この結果、パターン2の場合は、取引日において損益は計上されない。

19. 第1四半期末のX1年6月30日では、現金決済契約の時価がゼロであったため、パターン1及びパターン2ともに、X1年5月1日に計上したデリバティブ資産10億円がゼロになるため、10億円の損失が生じる。

20. 決済日のX1年7月31日では、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、デリバティブ資産の時価が60億円となるため、X1年6月30日からのデリバティブ資産の変動を利益として60億円計上することになる。

一方、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、デリバティブがアウト・オブ・ザ・マネーであるため、デリバティブ資産の時価はゼロから変わっていない。そのため、仕訳は生じない。

ディスカッション・ポイント

- ・ 本スキームの現金決済契約を通常のデリバティブと同様の会計処理を行うことについてご意見を頂きたい。

ステップ3における新株予約権に関する会計処理

21. 第306回企業会計基準委員会及び第69回実務対応専門委員会において、新株予約権について、(1)法的形式を重視して既存の新株予約権に関する会計基準をベースに検討する考え方(会計処理A-1)と(2)実質を考え自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う考え方(会計処理A-2)が示された。以下においては、それぞれの考え方に基づいた場合の会計処理について、設例等を使って検討を行う。

(既存の新株予約権に関する会計基準をベースに検討する場合の会計処理)(会計処理A-1)

[会計処理に関する分析]

22. 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「企業会計基準適用指針第17号」という。)では、新株予約権の発行時において、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上し⁸、事後の会計処理としては、純資産に計上した新株予約権について価値変動による評価替えは行われない。

また、新株予約権が行使され新株を発行する場合には、計上されていた新株予約権は払込資本に振り替えられ⁹、一方、新株予約権が行使されず失効した場合には、利益に計上することとされている¹⁰。

[設例を用いた分析]

23. この考え方(会計処理A-1)に基づいた場合、第6項に示した前提における仕訳としては次が考えられる。

【仕訳3】

(X1年5月1日)

[パターン1]

現金 — / 新株予約権(純資産) —

⁸ 企業会計基準適用指針第17号第4項

⁹ 企業会計基準適用指針第17号第5項

¹⁰ 企業会計基準適用指針第17号第6項

[パターン2]

現金 10 / 新株予約権 (純資産) 10

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2共通]

仕訳なし

(X1年7月31日)

[平均株価下落時・パターン1]

新株予約権 (純資産) — / 損益 —

[平均株価下落時・パターン2]

新株予約権 (純資産) 10 / 損益 10

[平均株価上昇時・パターン1]

新株予約権 (純資産) — / 資本金 —

現金 0.002 / 資本 0.002

[平均株価上昇時・パターン2]

新株予約権 (純資産) 10 / 資本金 10

現金 0.002 / 資本金 0.002

24. この仕訳では、取引開始日のX1年5月1日において新株予約権の払込金額により、純資産の部に「新株予約権」として計上する。前項の仕訳においては、現金決済契約の内容を考慮して新株予約権の払込金額を算定するパターン1では新株予約権の払込金額がゼロであり、現金決済契約の内容を考慮せずに新株予約権の払込金額を算定するパターン2では新株予約権の払込金額が10億円であるため、それぞれ払込金額により新株予約権を純資産の部に計上する。
25. 次に第1四半期末のX1年6月30日においては、純資産に計上した新株予約権について価値の変動による評価替えを行わないため、パターン1及びパターン2ともに、仕訳は生じない。
26. 決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、新株予約権は行使されず失効するため、純資産の部に計上された新株予約権の残高（パターン1ではゼロ、パターン2では10億円）について損益に計上する。

一方、決済日の X1 年 7 月 31 日において、ToSTNeT-3 による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、新株予約権の残高（パターン 1 ではゼロ、パターン 2 では 10 億円）を資本金又は資本剰余金に振り替えるとともに、新株予約権の行使により新株が発行されるため、行使に伴い出資される財産の額（20 万円）が資本金又は資本剰余金に計上される。

27. ここで第 17 項に記載した現金決済契約に関する仕訳 2 と第 23 項に記載した新株予約権に関する仕訳 3 を併せて考えた場合、各時点における損益計上額は以下のとおりとなる。（単位：億円）

[パターン 1]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1 年 5 月 1 日	10	0
X1 年 6 月 30 日	△10	0
X1 年 7 月 31 日（平均株価下落時）	60	0
X1 年 7 月 31 日（平均株価上昇時）	0	0

[パターン 2]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1 年 5 月 1 日	0	0
X1 年 6 月 30 日	△10	0
X1 年 7 月 31 日（平均株価下落時）	60	10
X1 年 7 月 31 日（平均株価上昇時）	0	0

28. 前項の表を検討した場合、以下の 2 つの課題が見受けられる。
- (1) パターン 1 では取引開始日の X1 年 5 月 1 日において損益が計上される。
 - (2) 第 1 四半期末の X1 年 6 月 30 日において現金決済契約の評価差額について損益が計上される一方、新株予約権については損益が計上されないため、平均株価が上昇した場合と下落した場合で不整合な取扱いとなっている。
29. 第 28 項(1)の課題は、パターン 1 において、現金決済金額の内容が新株予約権の払込金額に考慮されていることから、現金決済契約について明示的な現金の授受は生じない。ここで現金決済契約の時価に見合う金額が新株予約権の払込金額に含まれており、新株予約権の当初認識時には損益は計上されないため、結果として現金決済契約の時価 10 億円が利益に計上されると考えられる。
30. また、第 28 項(2)の課題は、新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバ

タイプとして取扱うことによって対応することが考えられる。第31項以降においてその検討を行う。

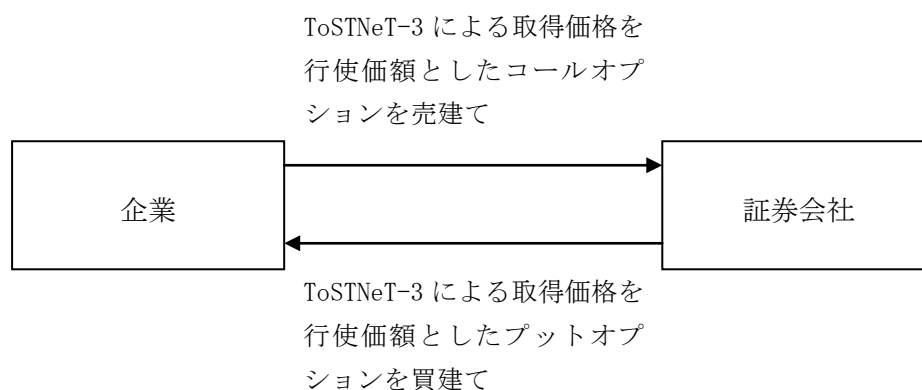
ディスカッション・ポイント

- ・ 既存の新株予約権に関する会計基準をベースに検討する場合の会計処理の考え方（会計処理 A-1）に関する分析についてご意見を頂きたい。

（自社株式を決済手段としたデリバティブとして取扱う場合の会計処理）（会計処理 A-2）

[会計処理に関する分析]

31. 本スキームにおける新株予約権は、ToSTNeT-3 による自己株式の取得価格よりも取引開始後の平均株価が高いケースにのみ企業が証券会社に対して自社株式を引き渡すことから、経済的には、ToSTNeT-3 による取得価格を行使価額としたコールオプションを企業が証券会社に売建てし、その決済を自社株式で行う取引と考えることができる。
32. 現金決済契約をデリバティブとして取扱うことと前項の考え方を組み合わせると、(1)企業が ToSTNeT-3 による取得価格を行使価額としたプットオプションを買建てる一方、(2)企業が ToSTNeT-3 の取得価格を行使価額としたコールオプションを売建てると思われる。この関係を図示すると、以下のとおりとなる。



33. 前項のように整理する場合、企業はコールオプションに係るオプション・プレミアムを証券会社から受け取る一方、プットオプションに係るオプション・プレミアムを証券会社に支払う取引と考えることができる。この2つのオプション・プレミアムを純額で決済することも可能であるが、ここでは論点を明確にするために2つの

オプション・プレミアムについてそれぞれを分けて会計処理するものとして検討を進める。

34. 前項のとおり取引を捉えた場合、新株予約権の発行時及び現金決済契約の締結時に、コールオプション及びプットオプションの時価によりデリバティブ資産・負債を計上することとなる。

また、新株予約権の付与後は、コールオプション及びプットオプションのいずれも時間的価値が減少する一方、自己株式の株価の変動により本源的価値が変動することになる。

決済時点において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも取引開始後の平均株価が低いケースでは、コールオプションの時価はゼロとなり、プットオプションに基づき証券会社が企業に対して現金で支払う。

他方、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも取引開始後の平均株価が高いケースでは、プットオプションの時価はゼロとなり、コールオプションに基づき企業が証券会社に対して自社株式により支払いを行う。

35. このように本件の新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う場合、第28項に記載した2つの課題に対応することが可能となる。

ただし、この考えを採用すると、純資産に計上されている新株予約権を時価評価し評価差額を損益に計上することとなるため、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上することを定めた企業会計基準適用指針第17号と整合的でないと考えられ、また、国際的な会計基準でも新株予約権の評価差額を損益に計上することは認められていないと考えられる。

よって、新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う考え方を採用することは難しいと考えられるがどうか。

[設例を用いた分析]

36. 自社株式を決済手段としたデリバティブとして取扱う考え方(会計処理A-2)に基づいた場合、第6項に示した前提における新株予約権の仕訳として以下が考えられる。

【仕訳4】

(X1年5月1日)

[パターン1]

損益 10 / デリバティブ負債 10

[パターン2]

現金 10 / デリバティブ負債 10

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2共通]

デリバティブ負債 10 / 損益 10

(X1年7月31日)

[平均株価下落時(パターン1・パターン2共通)]

仕訳なし

[平均株価上昇時(パターン1・パターン2共通)]

損益 60 / デリバティブ負債 60

デリバティブ負債 60 / 資本金 60

現金 0.002 / 資本金 0.002

37. 前項において取引開始日のX1年5月1日において、パターン1では現金決済契約の内容を考慮して新株予約権の払込金額を算定するため、払込金額がゼロとなる一方、新株予約権に係るデリバティブの時価で計上することから、デリバティブ負債10億円及び損失10億円が、それぞれ計上される。他方、パターン2では、現金決済契約の内容を考慮せずに新株予約権の払込金額を算定するため払込金額が10億円となり、受け取った現金とデリバティブ負債がそれぞれ10億円計上される。
38. 第1四半期末のX1年6月30日においては、この時点における新株予約権に係るデリバティブの時価はゼロであるため、X1年5月1日に計上したデリバティブ負債10億円がゼロとなり10億円の利益が計上される。
39. また、決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、デリバティブがアウト・オブ・ザ・マネーとなったため、デリバティブ負債の時価はX1年6月30日におけるゼロから変わらず、仕訳は生じない。一方、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、デリバティブ負債が60億円となったため、X1年6月30日からのデリバティブ負債の変動を損失として60億円計上するとともに、新株の発行に伴いデリバティブ負債の60億円を資本金又は資本剰余金に振り替える。さらに、新株予約権の行使に伴い出資される財産の額(20万円)が資本金又は資本剰余金に計上される。

40. ここで第23項に記載した現金決済契約に関する仕訳2と第36項に記載した新株予約権に関する仕訳4を併せて考えた場合、各時点における損益計上額は以下のとおりとなる。(単位:億円)

[パターン1]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	10	△10
X1年6月30日	△10	10
X1年7月31日(平均株価下落時)	60	0
X1年7月31日(平均株価上昇時)	0	△60

[パターン2]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	0	0
X1年6月30日	△10	10
X1年7月31日(平均株価下落時)	60	0
X1年7月31日(平均株価上昇時)	0	△60

41. 前項の損益計上パターンのおり、新株予約権についてデリバティブとして取り扱う場合には、パターン1及びパターン2にいずれの場合でも、取引開始日のX1年5月1日において取引全体で損益が計上されることを回避できる。また、第1四半期末のX1年6月30日及び決済日のX1年7月31日においては、現金決済契約に関する時価の変動と新株予約権に関する時価の変動が平均株価の変動に応じて整合的に変化するため、第28項(2)に記載した平均株価が上昇した場合と下落した場合で不整合な損益計上となるという課題を回避することができる。

ディスカッション・ポイント

- ・ 新株予約権について、自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う考え方(会計処理A-2)を採用しないことについてご意見を頂きたい。

各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法

42. ASR取引全体を1取引として会計処理する方法に関しては、第4項に記載したとおり、「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」(会計処理B-1)と「自

社の株式を対象とした先渡契約」(会計処理 B-2) の 2 つが考え得る。

取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引(会計処理B-1)

[会計処理に関する分析]

43. 「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」(会計処理 B-1) とする考え方を採用した場合、ToSTNeT-3 で自己株式を取得した時点で自己株式を計上したうえで、決済時点で資本に計上されている自己株式の金額を調整する。
44. ここで、ステップ 1 における自己株式の有償取得取引、ステップ 3 における新株予約権及びステップ 4 における現金決済契約の取引は、法的な取扱いとは別個に解釈されるものと考えられる。一方、会計上、ステップ 1 からステップ 4 までの取引すべてを 1 つの取引として決済時点において自己株式の金額を調整する考え方を採用した場合には、決済時点まで自己株式の取得価額が確定していないこととなり、ステップ 1 において自己株式の有償取得取引が完結していないものと考えられる。よって、法的な取扱いをステップごとに解釈することと会計上 ASR 取引全体を 1 取引として取り扱うことについて整合しない点が懸念点としてあげられる。

[設例を用いた分析]

45. この考え方(会計処理 B-1)に基づいた場合、第 6 項に示した前提における仕訳としては以下が考えられる。

【仕訳 5】

(X1 年 5 月 1 日)

[パターン 1]

自己株式(純資産) 300 / 現金 300

[パターン 2]

自己株式(純資産) 300 / 現金 300

現金 10 / 未決算勘定(新株予約権相当) 10

未決算勘定(現金決済契約相当) 10/現金 10

(X1 年 6 月 30 日)

[パターン 1・パターン 2 共通]

仕訳なし

(X1年7月31日)

[平均株価下落時 (パターン1・パターン2 共通)]

現金 60 / 自己株式 (純資産) 60

[平均株価上昇時 (パターン1・パターン2 共通)]

現金 0.002 / 資本金 0.002

46. 前項において、ToSTNeT-3により自己株式を取得したX1年5月1日の取引開始日において自己株式を支払額によって純資産の部に計上する。

また、ASR取引全体を1取引として会計処理する方法においては、新株予約権及び現金決済契約については、会計処理しないこととなるため、パターン1、パターン2ともに、結果として新株予約権及び現金決済契約に関する仕訳は生じないこととなる。

47. 次にX1年6月30日の第1四半期末日において、パターン1、パターン2ともに仕訳は生じない。

48. また、決済日のX1年7月31日時点において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、自己株式取得時に計上した自己株式について、現金決済契約の結果を反映し、自己株式の取得価額の調整を行う。具体的には、現金決済契約により60億円の現金を受け取るため、パターン1、パターン2ともに自己株式の取得価額を同額減額する。

一方、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、新株予約権の行使により新株が発行されるため、パターン1、パターン2ともに行使に伴い出資される財産の額(20万円)が資本金又は資本剰余金に計上される。

49. この結果、各時点における自己株式の残高金額及び自己株式数は以下のとおりとなる。(単位:億円)

[パターン1・パターン2 共通]

時点	自己株式(残高)	自己株式数
X1年5月1日	300	1,500万株
X1年6月30日	300	1,500万株
X1年7月31日(平均株価下落時)	240	1,500万株

X1年7月31日（平均株価上昇時）	300	1,500万株 (250万株*)
-------------------	-----	---------------------

* 決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合、X社は当初の自己株式取得数1,500万株のうち250万株をY証券会社に引き渡す（形式は新株予約権の行使）ため、「（250万株）」と示している。

50. 「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」（会計処理B-1）とする考え方を採用した場合、取引日に自己株式が計上され、既存の会計基準や会社法と整合的である。また、取引全体を通じて損益が計上されない。

決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、自己株式の取得価額が調整されることにより、決済時点のX1年7月31日における計上金額240億円は、X1年5月1日からX1年7月31日までの平均株価で取得したのと同様の結果になる。

一方、決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、取引開始日のX1年5月1日における取得価額300億円は決済時点のX1年7月31日においても変わらず、X1年5月1日からX1年7月31日までの平均株価(2,400円)が取引開始時の株価(2,000円)を上回ったので、X社は当初の自己株式取得数1,500万株のうち250万株(= (1,500万株×2,400円-300億円)÷2,400円)をY証券会社に引き渡す（形式は新株予約権の行使）こととなる。

ディスカッション・ポイント

- 取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引とする考え方（会計処理B-1）に関する分析についてご意見を頂きたい。

自社の株式を対象とした先渡契約（会計処理B-2）

[会計処理に関する分析]

51. 「自社の株式を対象とした先渡契約」（会計処理B-2）とする考え方を採用した場合、ToSTNeT-3で取引を行った時点では、会計上、自己株式を計上せず、決済時点で自己株式を計上する。

この点、現行の会計基準では、自己株式の取得については、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が金銭以外の場合は対価が引き渡された日に認識するとされていることから、自己株式を取得した時点で自己株式を計上しないこ

とは会計基準の取扱いと整合しない。

52. また、第44項に記載のとおり、「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」とする考え方と同様に、この「自社の株式を対象とした先渡契約」の考え方を採用した場合には、法的な取扱いをステップごとに解釈することと会計上ASR取引全体を1取引として取り扱うことについて整合しない点が懸念点としてあげられる。

[設例を用いた分析]

53. 「自社の株式を対象とした先渡契約」（会計処理B-2）とする考え方に基づいた場合、第6項に示した前提における仕訳としては以下が考えられる。

【仕訳6】

(X1年5月1日)

[パターン1]

仮払金 300 / 現金 300

[パターン2]

仮払金 300 / 現金 300

現金 10 / 未決算勘定（新株予約権相当） 10

未決算勘定（現金決済契約相当） 10 / 現金 10

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2 共通]

仕訳なし

(X1年7月31日)

[株価下落時（パターン1・パターン2 共通）]

現金 60 / 仮払金 60

自己株式（純資産） 240 / 仮払金 240

[株価上昇時（パターン1・パターン2 共通）]

自己株式（純資産） 300 / 仮払金 300

現金 0.002 / 資本 0.002

54. この考え方においては、自社の株式を対象とした先渡契約と考えるため、ToSTNeT-3により自己株式を取得したX1年5月1日の取引開始日において自己株式を計上しない。その代わりに300億円を資産に計上する（ここでは仮払金としている。）。
55. また、ASR取引全体を1取引として会計処理する方法においては、新株予約権及び現金決済契約については会計処理しないこととなるため、パターン1、パターン2ともに、結果として新株予約権及び現金決済契約に関する仕訳は生じないこととなる。
56. 次にX1年6月30日の第1四半期末日において、パターン1、パターン2ともに仕訳は生じない。
57. 決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が下落した場合には、現金決済契約により60億円の現金を受け取るため、パターン1、パターン2ともに仮払金300億円を現金60億円と自己株式240億円に充当することとなる。

一方、決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合には、仮払金に計上された300億円を自己株式に振り替えたうえで、新株予約権の行使により新株が発行されるため、行使に伴い出資される財産の額（20万円）が資本金又は資本剰余金に計上される。

58. この結果、各時点における自己株式の残高金額及び自己株式数は以下のとおりとなる。（単位：億円）

[パターン1・パターン2共通]

時点	自己株式（残高）	自己株式数
X1年5月1日	0	0株
X1年6月30日	0	0株
X1年7月31日（平均株価下落時）	240	1,500万株
X1年7月31日（平均株価上昇時）	300	1,500万株 (250万株*)

* 決済日のX1年7月31日において、ToSTNeT-3による自己株式の取得価格よりも平均株価が上昇した場合、X社は当初の自己株式取得数1,500万株のうち250万株をY証券会社に引き渡す（形式は新株予約権の行使）ため、「(250万株)」と示している。

59. 「自社の株式を対象とした先渡契約」（会計処理B-2）とする考え方を採用した場合、取引全体を通じて損益が計上されない。

一方、第 49 項に記載した「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」とする考え方と対比させた場合、取引開始日の X1 年 5 月 1 日及び第 1 四半期末の X1 年 6 月 30 日において、自己株式が計上されない点に違いが生じることとなり、既存の会計基準や会社法と整合的でない。この点について、取引開始日の X1 年 5 月 1 日において ToSTNet-3 により自社株式に関する法的権利を獲得しているという取引実態が財務諸表に反映されないこととなり、また、EPS の算定において、取得した株数は発行済株式数から控除されないこととなる。

ディスカッション・ポイント

- ・ 自社の株式を対象とした先渡契約とする考え方（会計処理 B-2）に関する分析についてご意見を頂きたい。

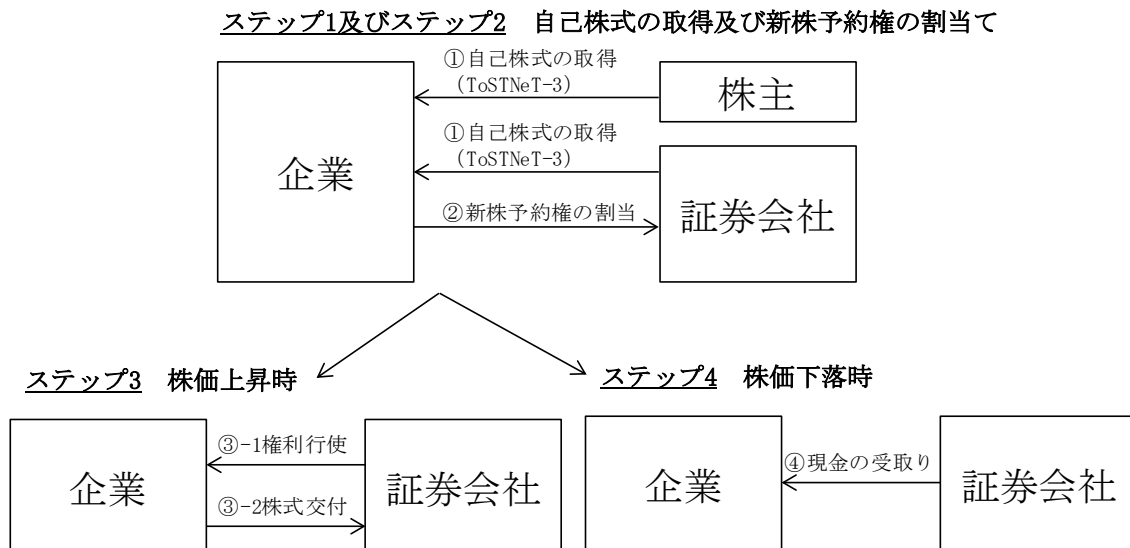
まとめ

57. 4つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法では、現金決済契約の会計処理を、通常のデリバティブの会計処理と同様に、時価評価して評価差額を当期の損益とすべきか否かがまずポイントとなると考えられる。また、仮に現金決済契約を時価評価して評価差額を損益とする場合、新株予約権の会計処理によっては、取引開始日において損益が生じることや平均株価の上昇時と下落時で整合しないこととなる可能性があるため、現金決済契約の会計処理と新株予約権の会計処理における損益の対称性がポイントになると考えられる。
58. 一方、各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法では、法的な取扱いをステップごとに解釈することと会計上 ASR 取引全体を1取引として取り扱うことの不整合についてどのように評価するかがポイントになると考えられる。

以 上

(別紙) 日本版 ASR 取引の概要

1. 我が国において想定される ASR 取引の概要は、日本証券業協会の参考人から示された取引スキーム（資料(1)参考資料参照）に基づく次のとおりである。



ステップ 1： 自己株式の取得を企図する企業は、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) で自己株式を取得し、証券会社は、株券貸借市場で当該企業の株式を借り入れて売り応募する。

ステップ 2： 調整取引に係る契約を行う。調整取引の内容は次のとおりである。

証券会社の売り注文が約定した金額分、株数分について、その後の株価推移に応じて調整取引を行う。

その後の平均株価が ToSTNeT-3 での取得価格よりも高い場合は企業の支払い、安い場合は証券会社の支払いとなる。

平均株価は、東証が公表する当該企業普通株式の終値の算術平均値を基準とした値とする。

調整取引の結果、経済的には自社株を平均株価で取得したのと同様の結果となる。

企業は株価上昇時の支払いのために、証券会社に新株予約権を割り当てる。

ステップ 3 : 株価上昇時は、新株予約権が権利行使され、差額分に相当する株式を証券会社に交付する。

ステップ 4 : 企業は株価下落時に、新株予約権の割当時に締結された契約に基づき、証券会社から差額分の現金を受け取る。

2. ステップ 3 において企業が発行する新株予約権の条件例は、次のとおりである。

発行方法	第三者割当の方法により証券会社へ全額割当
発行される新株予約権数	1 個
各新株予約権の払込金額	本新株予約権 1 個当たり XXX円 ¹¹
権利行使日	2015 年 XX 月 XX 日から 2016 年 XX 月 XX 日まで（発行日の翌日から 12 か月後）
行使の際に出資される財産	新株予約権発行決議時の株価×1 株又は単元株数
行使に伴い交付される株数	<p>新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を上回り、本新株予約権が行使されると、下記の計算式で算定される株数の発行会社株式が交付される。</p> $\text{交付株式数} = 1 \text{ 株 (又は単元株式数)} + (\text{自己株式取得株式数} \times \text{平均株価} - \text{自己株式取得金額}) \div \text{株価}$ <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数 自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>

¹¹ 新株予約権の払込金額は、第三者の評価機関による計算結果を基礎として、決定されることが想定される。なお、新株予約権の評価において、第 3 項に記載される契約を考慮する場合と、考慮しない場合では、評価結果が大きく変わる可能性があると考えられる。

3. ステップ 4 において新株予約権の割当時に締結される契約の条件例は、次のとおりである。

証券会社による現金の支払	<p>証券会社は、新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を下回る場合、下記の計算式で算定される金額の現金を発行会社に支払う。</p> <p>支払現金額＝自己株式取得金額－自己株式取得株式数×平均株価</p> <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数</p> <p>自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>
--------------	---

以 上